

「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づく規制区域案
についての意見募集の予告

山形県では、令和5年5月26日に施行された「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」に基づき、「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」の指定を予定しています。

規制区域案がとりまとめ次第、下記の時期に、本ホームページ上でパブリック・コメントを実施する予定ですので、事前にお知らせいたします。

この案に対する皆様の御意見、御提案をお寄せください。

記

1 意見募集の予定時期

令和6年10月下旬頃

2 問合せ先

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号
山形県県土整備部管理課県土強靱化推進室
電話 023-630-2624